

○千代田区景観まちづくり条例

平成10年3月31日条例第17号

改正

平成17年6月15日条例第15号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 景観まちづくりに係る行為の届出（第8条—第10条）
- 第3章 美観地区（第11条—第15条）
- 第4章 景観形成地区（第16条—第21条）
- 第5章 景観まちづくり協定（第22条）
- 第6章 景観まちづくり重要物件（第23条）
- 第7章 表彰及び支援（第24条・第25条）
- 第8章 景観まちづくり審議会（第26条・第27条）
- 第9章 雜則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）と区民等及び事業者が、対話と協働のもとに、江戸及び東京の中心地として歴史的に継承されてきた象徴的で多様な空間を生かし、世界に開かれた国際都心にふさわしい先端性をもった風格ある都心景観を創出することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 千代田区らしい風格ある都心景観の形成を図ることをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築基準法第88条及び千代田区規則（以下「規則」という。）に規定する工作物をいう。
- (4) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物をいう。
- (5) 区民等 区内に住所を有する者及び区内の土地又は建築物に関する権利を有する者をいう。
- (6) 事業者 区内の建築物、工作物又は広告物の建築主若しくは設置者並びに設計者及び施工者をいう。
- (7) 美観地区 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する美観地区をいう。
- (8) 景観形成地区 美観地区以外で、景観まちづくりを進めるうえで重点的に景観の保全及び誘導を図る地区をいう。

一部改正〔平成17年条例15号〕

（区長の責務）

第3条 区長は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を通じて、景観まちづくりに努めるものとする。

2 区長は、景観まちづくりを推進するに当たっては、区民等及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 区長は、公共施設の整備を行おうとするときは、景観まちづくりにおいて先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

4 区長は、景観まちづくりに対する区民等及び事業者の意識を高めるため、その啓発に努めるものとする。

（区民等及び事業者の責務）

第4条 区民等及び事業者は、主体的に景観まちづくりに寄与するように努めるとともに、区が実施する景観まちづくり施策に協力しなければならない。

（景観基本計画の策定）

第5条 区長は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、景観基本計画を策定しなければならない。

2 区長は、景観基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、千代田区景観まちづくり審議会（以下第26条第1項を除き「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 区長は、景観基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
(景観まちづくり基準の策定)

第6条 区長は、前条の規定により景観基本計画を策定したときは、景観まちづくりを推進するため必要に応じ景観まちづくり基準を策定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により景観まちづくり基準を策定する場合に準用する。

(国等に対する要請)

第7条 区長は、必要があると認める場合、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）に対して、区が進める景観まちづくりに関して協力を要請するものとする。

第2章 景観まちづくりに係る行為の届出

(行為の届出等)

第8条 区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者（国等を除く。）は、あらかじめ規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。

(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の過半にわたる色彩の変更又は外観の過半にわたる修繕若しくは模様替え

(2) 工作物の新設、増設、改造、移設、外観の過半にわたる色彩の変更又は外観の過半にわたる修繕若しくは模様替え

(3) 屋外広告物の表示、設置、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更若しくは表示方法の変更

(4) 土地の形質の変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、景観まちづくりに影響を及ぼすと認められる行為であって、規則で定めるもの

2 国等が、前項各号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に通知しなければならない。

(指導又は助言等)

第9条 区長は、前条第1項の届出があった場合において、景観基本計画及び景観まちづくり基準（以下「景観基本計画等」という。）に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対して必要な措置を講じるよう指導、助言又は勧告することができる。

2 区長は、前条第2項の規定による通知を受けた場合において必要があると認めるときは、景観基本計画等に適合させるための措置を要請することができる。

3 区長は、前2項の規定により指導、助言若しくは勧告又は要請をする場合において必要と認めるときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観に関する情報提供)

第10条 第8条第1項に規定する行為を行おうとする者は、地域住民に対し事業の説明をする場合は、当該説明の際に景観に関する事項を説明しなければならない。

2 第8条第1項に規定する行為を行おうとする者は、前項の事業説明をしない場合であっても、当該事業の景観に関する情報を掲示その他の方針により適切に提供するよう努めなければならない。

第3章 美観地区

(美観地区ガイドプランの策定)

第11条 区長は、美観地区について、当該地区の特性に応じた景観まちづくりに係る方針及び基準（以下「美観地区ガイドプラン」という。）を策定するものとする。

(美観地区ガイドプランの案の縦覧等)

第12条 区長は、美観地区ガイドプランを決定しようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該ガイドプランの案を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、区民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された美観地区ガイドプランの案について区長に意見書を提出することができる。

(美観地区ガイドプランの決定)

第13条 区長は、美観地区ガイドプランを決定するときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならぬ。

ればならない。

2 区長は、前項の規定により景観審議会の意見を聴こうとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出するものとする。

3 区長は、美観地区ガイドプランを決定したときは、その旨を告示し、当該ガイドプランを縦覧に供しなければならない。

(美観地区ガイドプランの遵守)

第14条 前条第3項の規定による告示があった日の翌日以降、当該地区内において、第8条第1項に規定する行為をしようとする者は、当該行為が美観地区ガイドプランに適合するようにしなければならない。

(指導又は助言等)

第15条 区長は、第8条第1項の規定による届出があった場合において、美観地区ガイドプランへの適合が不十分であると認めるとときは、その届出をした者に対して必要な措置を講じるよう指導、助言又は勧告することができる。

第4章 景観形成地区

(地区景観形成ガイドプランの策定)

第16条 区長は、美観地区以外の地区で景観まちづくりの推進を図る必要があるものについて、当該地区の景観まちづくりに係る方針及び基準（以下「地区景観形成ガイドプラン」という。）を策定することができる。

2 区長は、地区景観形成ガイドプランを策定するときは、あらかじめ当該地区内の区民等の意見を聴かなければならない。

(地区景観形成ガイドプランの策定の申請)

第17条 一定の地区内の土地、建築物、工作物又は広告物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）は、当該地区における景観まちづくりに関し、地区内の区民等の意見を聴き、当該地区的地区景観形成ガイドプランの素案を作成し、区長に対して規則で定めるところにより当該素案に基づく地区景観形成ガイドプランの策定を申請することができる。

2 区長は、前項の素案がこの条例の目的に照らして適当であると認めるときは、これを地区景観形成ガイドプランの案とするものとする。

(地区景観形成ガイドプランの案の縦覧等)

第18条 区長は、地区景観形成ガイドプランを決定しようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該ガイドプランの案を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、当該地区内の区民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された地区景観形成ガイドプランの案について区長に意見書を提出することができる。

(地区景観形成ガイドプランの決定等)

第19条 区長は、地区景観形成ガイドプランを決定するときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 区長は、前項の規定により景観審議会の意見を聴こうとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出するものとする。

3 区長は、地区景観形成ガイドプランを決定したときは、当該地区を景観形成地区として指定し、その旨を告示し、当該地区景観形成ガイドプランを縦覧に供しなければならない。

(地区景観形成ガイドプランの遵守)

第20条 前条第3項の規定による告示があった日の翌日以降、当該地区内において、第8条第1項に規定する行為を行おうとする者は、当該行為が地区景観形成ガイドプランに適合するようにしなければならない。

(指導又は助言等)

第21条 区長は、第8条第1項の規定による届出があった場合において、地区景観形成ガイドプランへの適合が不十分であると認めるときは、その届出をした者に対して必要な措置を講じるよう指導、助言又は勧告することができる。

第5章 景観まちづくり協定

(景観まちづくり協定の認定)

第22条 区民等は区域を定めて、その区域における景観まちづくりに関し必要な事項について景観ま

ちづくり協定を締結し、規則で定めるところにより、その代表者を通じて区長に当該協定の認定を求めることができる。

2 区長は、前項の協定がこの条例の目的に照らして適當であると認めるときは、これを認定するものとする。

3 区長は、前項の規定による認定を行ったときは、その旨を公告しなければならない。

第6章 景観まちづくり重要物件

(景観まちづくり重要物件の指定)

第23条 区長は、建築物、工作物その他の物件で景観まちづくり上重要であると認めるものを景観まちづくり重要物件（以下「景観重要物件」という。）として指定し、必要があると認めるときはその保存等のために技術的支援その他の措置を講ずることができる。

2 区長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聞くとともに、建築物、工作物その他の物件の所有者等の同意を得なければならない。

3 区長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を所有者等に通知するとともに告示しなければならない。

4 区長は、景観重要物件が景観まちづくり上の価値を失ったときその他特別の理由のあるときは、景観審議会の意見を聴き、その指定を解除するものとする。

5 第1項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）及び千代田区文化財保護条例（昭和58年千代田区条例第26号）の規定により指定された文化財には適用しない。

第7章 表彰及び支援

(表彰)

第24条 区長は、優れた景観まちづくりに寄与する行為をした者を表彰することができる。

2 区長は、前項の規定により表彰しようとするときは、景観審議会の意見を聽かなければならぬ。(区民等に対する支援)

第25条 区長は、区民等及び事業者の景観まちづくりに関する自主的な活動を促進するため、必要があると認めるときは、技術的支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第8章 景観まちづくり審議会

(設置)

第26条 景観まちづくりを適切に推進するため、区長の附属機関として、千代田区景観まちづくり審議会を置く。

2 景観審議会は、この条例の規定により定められた事項その他の区長の諮問する景観まちづくりに関する重要な事項を調査し、審議するものとする。

3 前項に定めるもののほか、景観審議会は、景観まちづくりに関する重要な事項に関して区長に意見を述べることができる。

(組織)

第27条 景観審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 景観審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 景観審議会の委員は、景観まちづくりについて高い識見を有する者、区民等、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し又は任命する。

4 前3項に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雜則

(公表)

第28条 区長は、正当な理由なく第8条第1項に規定する届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は正当な理由なく第9条第1項、第15条及び第21条に規定する勧告に従わない者があるときは、その事実を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、景観審議会の意見を聽かなければならぬ。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する千代田区景観形成マスターplanは、第5条の規定により策定したものとみなす。

附 則（平成17年6月15日条例第15号）

この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。（平17規則61・平17.6.15施行）